

R7.11.12版

第五次川越市子ども読書活動推進計画 (案)

令和 年 月
川越市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間と対象	2
3 計画の位置づけ	2
第2章 現在の状況	3
1 こどもの読書活動の状況	3
(1) 国の状況	3
(2) 埼玉県の状況	3
(3) 本市の状況	4
第3章 第四次計画期間における振り返りと課題	5
1 第四次計画における振り返り	5
(1) 第四次計画の基本目標	5
(2) 第四次計画の基本的方針	5
(3) 4つの取組	5
2 課題	8
第4章 第五次計画の基本目標と方針	9
1 基本目標	9
2 基本方針	10
3 施策体系	11
第5章 第五次計画の施策	13
基本方針1 家庭で共有する読書の楽しさ	13
施策1-1 家庭で読書に親しむ機会の提供	13
施策1-2 家庭での読書活動の推進	13
基本方針2 図書館で出会う本の世界	15
施策2-1 図書館における主な取組	15
施策2-2 すべての子どもが図書館を利用するための取組	17
施策2-3 学校や子育て支援施設等との連携	17
基本方針3 学校等で育む読書習慣	18
施策3-1 保育園や幼稚園、認定こども園における取組	18
施策3-2 学校における取組	18
施策3-3 学校図書館の整備・充実	19
施策3-4 学童保育室における取組	20
基本方針4 地域で支える読書活動	22
施策4-1 民間団体等に対する支援	22
施策4-2 こどもの読書活動の関係各課における連携・協力	22

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より引用）

この子どもの読書活動に関する基本理念に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、平成13（2001）年12月に公布・施行されました。その後、令和5（2023）年3月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）、また、令和6（2024）年7月に埼玉県の「埼玉県子供読書活動推進計画」（第五次）が策定されています。本市においても、令和5（2023）年3月に「第四次川越市子ども読書活動推進計画」（以下、「第四次計画」という。）を策定し、家庭、図書館、学校、地域が一体となった取組を進めてきました。

国第五次基本計画では、「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代」において、「子どもたちの読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である」とし、基本の方針として、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を挙げています。また、読むこと自体の楽しさを子どもの頃に体験することにより、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（Well-being）につながること、更に、読書活動の推進の循環が形成されることを期待しています。

こうした状況を踏まえ、本市の子ども読書活動における目標を明確にし、社会の変化に対応しながら目標に向けて各施策を計画的に推進するため、「第五次川越市子ども読書活動推進計画」（以下、「第五次計画」という。）を策定します。

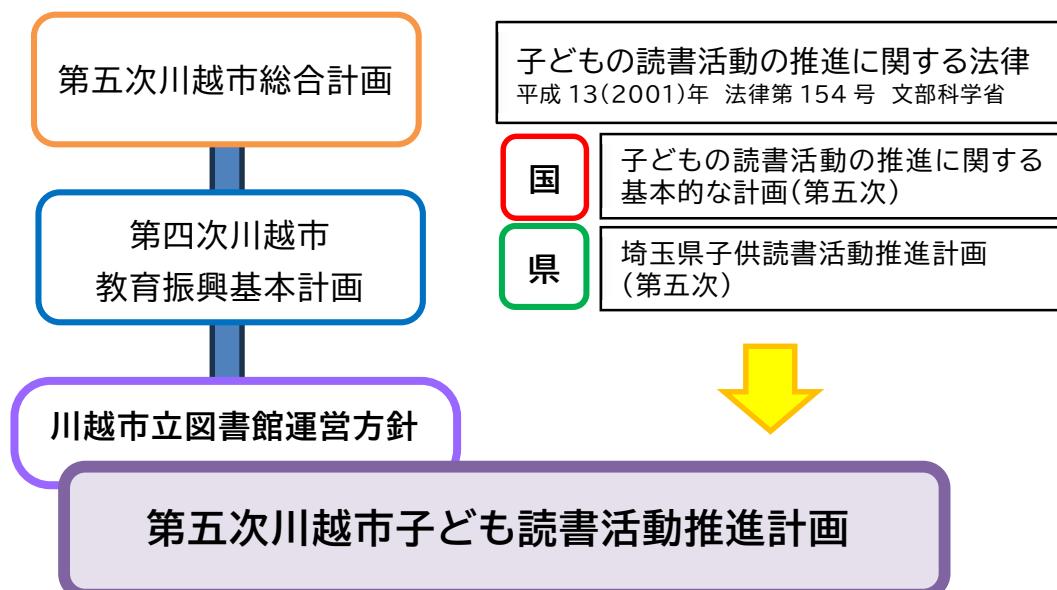
2 計画の期間と対象

本計画の期間は、第四次川越市教育振興基本計画の計画期間を踏まえ、令和8（2026）年度からおおむね5年間とします。また、国や埼玉県の動向も踏まえながら、必要に応じて、計画の変更や施策の見直しを行います。

本計画の対象はこどもと子どもの読書に関わる大人とします。なお、本計画における「こども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として位置づけられます。また、本計画は「第五次川越市総合計画」「第四次川越市教育振興基本計画」と整合を図ります。



第2章 現在の状況

1 子どもの読書活動の状況

(1) 国の状況

子どもの読書に関して、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13（2001）年12月）に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」をおおむね5年ごとに策定しています。令和5（2023）年3月に第五次基本計画が策定され、次の4つの基本の方針を定めています。

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

不読率の低減に関しては、就学前からの読書習慣の形成や不読率が高い高校生への働きかけについて触れています。また、障害のある子どもや日本語指導が必要となる子どもなど多様な子どもの読書機会の確保、G I G Aスクール構想等の進展によるデジタル社会の読書環境の整備、子どもが主体的に読書活動を行えるような取組まで幅広く説明されています。

(2) 埼玉県の状況

令和6（2024）年7月に埼玉県は「埼玉県子供読書活動推進計画」（第五次）を策定し、目指す姿に「～全ての子供たちに本との出会いを～」を掲げ、基本方針を不読率の低減とし次の4つの取組の視点を定めています。

- 1 基本方針 不読率の低減
- 2 取組の視点
 - 1 視点1 多様な子供たちの読書機会の確保
 - 2 視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - 3 視点3 子供の視点に立った読書活動の推進
 - 4 視点4 地域と連動した読書活動の拡大

埼玉県は「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」について増加傾向にあることから、国の第五次基本計画と同様に、未就学児期からの読書活動の取組、多様なニーズを有するこどもたちに向けた取組の必要性を説明しています。また、令和5年4月に「こども基本法」が施行されたことに触れ、こどもの視点に立った読書活動の推進を目指しているほか、地域と連携した読書活動の取組を行うとしています。

(3) 本市の状況

令和7年度全国学力・学習調査では「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に対し、「まったくしない」と回答した児童生徒の割合が最も多い回答となりました。

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査では「1か月に、何冊くらいの本を読みますか（電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」という質問に対して、「1～2冊」と回答した児童生徒の割合が最も多い回答となりました。

また、次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査結果では、図書館の利用頻度の質問に対して利用しない理由が「家の近くにないから」が最も多く、次いで「図書館を利用する必要がなかったから」となりました。

このほか、本市のこども読書活動において、第四次計画の計画数値目標（読書は好きですか）は達成ができていない状況にあります。

第3章 第四次計画期間における振り返りと課題

1 第四次計画における振り返り

令和5（2023）年3月に策定した第四次計画では、次の基本目標を掲げ、3つの基本方針を定め、家庭、図書館、学校、地域の4つの取組において、読書活動推進のため41の施策、15の数値目標を設定しました。

（1）第四次計画の基本目標

「川越市のすべての子どもが本に親しみ、「読書がすき」を育む」

（2）第四次計画の基本的方針

- I　すべての子どもに本との出会いを届ける
- II　子どもの読書の大切さを学び、伝える
- III　いつでも読書に親しめるまちにする

【計画数値目標の振り返り】

第四次計画の計画数値目標である「読書は好きですか」という質問に読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた児童生徒の割合は、小中学生ともに減少しています。

施策数値目標

項目	令和4年度(基準値)	令和6年度(実績値)	令和7年度(目標値)
読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた小学生の割合	70.6%	66.8%	80.0%
読書が「好き」「どちらかといえば、好き」と答えた中学生の割合	71.2%	67.0%	80.0%

出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

（3）4つの取組

Ⅰ 家庭に対する取組

家庭での読書活動を支援するため、図書館では、4か月児健診対象者にブックスタート事業を実施し、乳児向けのお薦め図書リストを配布したほか、母子保健課主催事業において、乳幼児向けの絵本の紹介や読書相談等の事業を行いました。また、市立小学校は新入学児童の保護者に「自ら本に手を伸ばす子に」のリーフレットを配布しました。引き続き、読書に関心を持つような事業を実施し、周知を図る必要があります。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
ブックスタートパックの配布率	4か月児健診対象者のうち、配布した割合	96.4%	93.9%	97.0%

2 図書館における取組

・市立図書館における主な取組

こどもと本との出会いの場を創出するため、成長段階に応じた読書体験の機会を提供しています。児童向け事業については、事業数や参加者数は増加しましたが、小中学生の図書館利用率は減少しました。今後は、事業内容の充実や周知を行い、図書館利用を推進する必要があります。

・資料の充実

読書活動を支援するため、多様な資料の収集に努めています。学校向けの団体貸出冊数や中高生の電子書籍サービス登録者は増加しましたが、全体の貸出冊数は減少しています。今後も、多様な資料の収集に努め、利用を促進する必要があります。

・すべての子どもが図書館を利用するための取組

読書環境を整え、アクセシブルな資料の提供や外国語資料の充実を図り、図書館利用のバリアフリー化や特別支援学校との連携に取り組んできました。今後も、すべての子どもが図書館を利用できるよう環境を整えていく必要があります。

・司書の充実

司書は読書活動を推進する専門的職員であり、専門機関の研修への参加や事業担当職員向けに研修等を実施しました。今後も図書館全体の技能向上を推進するため、研修を計画的に実施する必要があります。

・学校や子育て支援施設などの連携

こどもの読書意欲を喚起するため、全市立小学校3年生等を対象にブックトークなどを実施しましたが、読書の幅が広がる中学生を対象とした事業の実施には至りませんでした。また、公民館や学童保育室及び博物館と連携した事業等により、資料の貸出を促進しました。今後は、事業の効果を把握し、内容の充実や資料の活用につなげていく必要があります。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
児童向け事業の事業数	図書館要覧の各種事業の状況における、児童向け事業の全館合計事業数	35事業	72事業	48事業

児童向け事業の参加人 数	図書館要覧の各種事業の状況における、児童 向け事業の全館合計参加者数	1,291 人	6,858 人	5,000 人
小中学生の市立図書 館利用率	小中学生の人口に対する実利用者数(当該 年度中に1回以上の資料貸出者)の割合	17.6%	16.1%	30.0%
児童図書の蔵書冊数	市立図書館における、児童図書の蔵書冊数	226,095 冊	232,240 冊	234,000 冊
児童図書の年間貸出 冊数	市立図書館における、児童図書の年間貸出 冊数	516,196 冊	453,133 冊	556,000 冊
市内学校への団体貸 出冊数	市内学校への団体貸出を行った冊数	4,718 冊	5,742 冊	10,000 冊
中高生の電子書籍サ ービス登録者数	電子書籍サービス登録者のうち、13歳から 18歳までの登録者数	257 人	872 人	500 人
障害資料の布絵本所 蔵点数	市立図書館における、障害資料の布絵本の 所蔵点数	172 点	175 点	187 点
司書による図書館職 員への年間研修回数	司書が図書館職員に対して子どもの読書活 動推進に関する研修を行った年間回数	0 回	3 回	3 回

3 学校などにおける取組・保育園や幼稚園、認定こども園における取組

子どもの読書活動を推進するためには、周囲の大人が理解を深め関心を高める必要があります。「ときも学びのプロセス」を策定し、幼保小連携の在り方を考え、「健康な生活」に焦点を当て、各園や各校の取組を共有しました。また、保育士を対象とした本の読み聞かせの技能向上を図る研修実施方法の検討が必要です。

・学校における取組

学校においては、児童生徒の読書の幅を広げる取組や読書の動機づけとなる事業を実施しました。また、学校司書研修会を開催し、魅力的な学校図書館づくりに向けて、情報の共有や司書教諭と十分に連携を図るよう呼びかけを行い、併せて、様々な障害に関する書籍の紹介を行いました。

依然として、小中学生の年間読書冊数は年々減少しています。新型コロナ発生による影響も考えられます。読書の動機づけの新たな展開が必要です。全国的に不読率が問題になっており、読書習慣の形成を促すため、興味関心を引く図書の情報を提供する必要があります。

・学童保育室における取組

学童保育室での図書館職員によるおはなし会を開始し、各学童保育室が希望する内容に合わせて実施しました。図書館と連携して作成した、学年別の推薦図書リストや配慮の必要な児童向けの図書リストをもとに、各学童保育室で図書の購入を行いました。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
児童（小学生）一人あたりの年間読書冊数	川越市小江戸読書マラソン実施状況調査における期間中の平均読書冊数	58.1 冊	55.6 冊	65.0 冊
生徒（中学生）一人あたりの年間読書冊数	川越市小江戸中学生読書手帳活用状況調査に記入された平均読書冊数	10.4 冊	8.1 冊	15.0 冊
学童保育室でのおはなし会の実施率	市立図書館と連携して行った学童保育室でのおはなし会の実施率	0%	56.0%	70.0%
市立小学校における学校図書館図書標準の達成率	各市立小学校における学校図書館図書標準の平均の達成率	93.8%	92.9%	100%

4 地域に対する取組

地域における子どもの読書活動を推進するため、図書館や関係各課及び市内ボランティア団体と連携に取り組んできましたが、図書館に団体登録している地域のボランティア団体数は減少しました。

引き続き、関係各課との連携に取り組むほか、地域に対して読書に関する情報発信を積極的に行う必要があります。

施策数値目標

項目	説明	令和3年度 (基準値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
市立図書館に団体登録している地域のボランティア団体数	市立図書館に団体登録している子どもの読書に関わる地域のボランティア団体数	12 団体	8 团体	18 团体

2 課題

このような国や埼玉県及び本市の現状から得られた本市の子どもの読書活動に関する課題を次のように整理します。

課題

- 1 すべての子どもたちに向けた読書支援
- 2 こどもに読書習慣が身に付く取組
- 3 さまざまな連携を活かした読書活動の推進

第4章 第五次計画の基本目標と方針

1 基本目標

本市は、国や埼玉県の「子ども読書活動推進計画」を踏まえ、本市の現状等を考慮し、次の目標を掲げます。

基本目標

**川越市のすべての子どもと本をつなぎ、
豊かな心を育む**

本市のすべての子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、日常生活の中で成長段階に応じて本に接することができるよう多様な機会を提供することが必要です。

本市の読書活動の推進においては、乳幼児期からの働きかけが重要であると位置づけ、子どもと子どもの読書に関わる大人に向けて、読書の意義、読書の重要性及び読むこと自体の楽しさを伝え、子どもと本をつなぐ役割を果たします。



2 基本方針

基本目標の実現にむけて、本市では、家庭、図書館、学校、地域の4分野において、それぞれ次のように基本方針を定め、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

I 家族で共有する読書の楽しさ

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、家庭において読み聞かせをしたり、親子と一緒に本を読んだりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作り、読書が生活に取り入れられることが重要です。そのためには、子どもにとって最も身近な存在である保護者が子どもの読書の習慣化に大きな役割を担います。そこで、家庭における読書の重要性が理解されるよう家庭での読書を支援します。

2 図書館で出会う本の世界

子どもにとって図書館とは、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっては子どもの読書について司書に相談できる場所です。

すべての子どもたちが図書館を利用できるよう多様な資料の収集、本に親しむ機会の提供及び環境整備を行います。家庭、学校、地域と共に読書活動を支援します。

3 学校等で育む読書習慣

保育園や幼稚園、学校等は、子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるために大きな役割を担います。また、学校図書館は学校教育において欠くことのできない設備であり、読書活動、学習活動、情報活用能力育成の場であります。

そこで、それぞれの場において、子どもが本に親しむことができるよう、支援と環境の整備に努めます。

4 地域で支える読書活動

地域で活動するボランティアは、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与する存在です。そこで、民間団体等、地域における読書活動の推進を支援します。

また、庁内関係各課の連携・協力を進め、子どもがいつでも本を手に取ることができる環境を市全体で整えます。

3 施策体系

基本方針

基本目標

施策

川越市のすべてのこどもと本をつなぎ、豊かな心を育む

1 家族で共有する
読書の楽しさ

1-1 家庭で読書に親しむ機会の提供

1-2 家庭での読書活動の推進

2 図書館で出会う
本の世界

2-1 図書館における主な取組

2-2 すべてのこどもが図書館を
利用するための取組

2-3 学校や子育て支援施設等との
連携

3 学校等で育む
読書習慣

3-1 保育園や幼稚園、認定こども園
における取組

3-2 学校における取組

3-3 学校図書館の整備・充実

3-4 学童保育室における取組

4 地域で支える
読書活動

4-1 民間団体等に対する支援

4-2 こどもの読書活動の関係各課に
おける連携・協力

細施策

1 ブックリスト、リーフレットの活用

1 家庭での読書環境づくり

2 家庭での読書につながる事業

1 成長段階に合った事業の実施

2 来館者への取組

3 来館を促す取組

4 多様な資料の収集

5 電子書籍サービスの充実

1 図書館利用のバリアフリー化

1 学校との連携

2 子育て支援施設との連携

3 社会教育施設との連携

1 保育士や教員の意識の向上

2 保育士の研修

1 小中学生への読書推進活動

2 市立高等学校の読書活動の推進

1 学校図書館図書標準の達成

2 学校図書館運営の整備・充実

3 司書教諭と学校司書の連携

4 学校司書の育成

5 障害のあるこどものための取組

1 学童保育室の図書の充実

2 学童保育室職員の研修

3 学童保育室と図書館との連携

1 地域ボランティアとの連携

2 ICTを活用した情報発信の充実

3 こどもの読書活動の担い手の育成

1 関係各課の連携

フリーイラスト

第5章 第五次計画の施策

基本方針1 家庭で共有する読書の楽しさ

施策1－1 家庭で読書に親しむ機会の提供

【取組の内容】

幼い頃の読書習慣は日常生活を通して形成されるものであるため、家庭において乳幼児期からの読み聞かせや、親子で一緒に本を読むなど、子どもが読書に親しむきっかけを作り、読書が生活に取り入れられることが重要です。

そこで、推薦図書リストや読書に関するリーフレットの活用を通して、保護者を支援します。

【細施策】

Ⅰ ブックリスト、リーフレットの活用

- ・親子で本を選ぶ楽しさを知る機会を提供するため、お薦め図書リストの活用方法の見直し及び内容の充実を図ります。
- ・市立小学校では、新入学児童の保護者を対象に「自ら本に手を伸ばす子に」のリーフレットを活用し啓発を行います。
- ・成長段階に合ったお薦め図書の紹介冊子の定期的な作成及び周知を行い、子どもの読書への興味を広げます。

施策1－2 家庭での読書活動の推進

【取組の内容】

子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の意義や重要性について理解し、読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。そこで、すべての赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業の実施、読書に関する親子イベントの実施などを通して、家庭での読書を支援します。

【細施策】

Ⅰ 家庭での読書環境づくり

- ・ブックスタート事業により、家庭で読み聞かせができる環境づくりを支援し、生涯に渡る読書活動のきっかけとします。

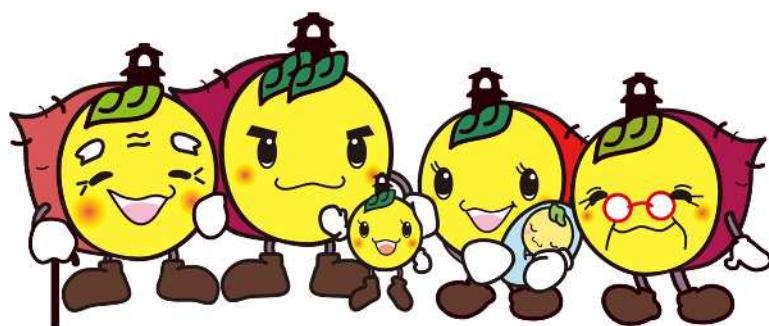
2 家庭での読書につながる事業

- ・読書に関する講座等の親子イベントを実施して、家族で読書の楽しさを共有する機会を提供します。

施策 I - 2 (施策数値目標)

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
ブックスタート パックの配付率	4か月児健診対象者のうち、 配付した割合	93.9%	100%

ブックスタートの写真



川越市マスコットキャラクター『ときも』

基本方針2 図書館で出会う本の世界

施策2－1 図書館における主な取組

【取組の内容】

図書館は、地域における子どもの読書活動に重要な役割を果たします。そこで、子どもや保護者を対象にしたおはなし会、講座、資料展示を行い、子どもの読書に関わるボランティア団体を支援します。

また、デジタル社会に対応した読書環境の整備を図ります。

【細施策】

1 成長段階に合った事業の実施

- ・子どもの成長段階に合ったおはなし会を実施し、途切れることのない本との出会いの機会を子どもに提供します。
- ・図書館に来館するきっかけとなるよう、多様な事業を実施し、誰もが本に親しむ機会を提供します。
- ・お薦め本の紹介やおはなし会など、子どもが主体となって参画し、自ら発信する機会を提供します。
- ・「子ども読書の日」関連事業として、おはなし会、特集展示及びイベントを中心とした「子どもとよかんまつり」を図書館で実施します。

2 来館者への取組

- ・季節や行事、児童向け事業や各課と連携を行ったテーマなど、様々な特集展示を行い、子どもや保護者等に幅広く資料を紹介します。

3 来館を促す取組

- ・利用機会の少ない中高生に向けて、SNSや学校等を通じた情報発信を行います。また、中学生を対象としたブックトークの実施を検討します。

4 多様な資料の収集

- ・基本図書に加え、すべての子どもが読書に親しめるような、多様な図書も収集します。
- ・学校向けに授業や調べ学習で活用できる団体貸出用の資料を充実させ、団体貸出の促進を図ります。
- ・子どもが利用できる地域に関する資料について、情報収集を行い、資料の充実に努めます。

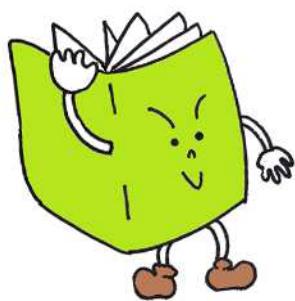
5 電子書籍サービスの充実

- ・図書館利用の少ない中高生に向けたコンテンツを充実させます。
- また、学校の授業や調べ学習で活用できるコンテンツを充実させます。

施策2-1（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
おはなし会の参加人数	図書館要覧の各種事業の状況におけるおはなし会の全館合計参加者数	4,934人	5,000人
児童向け事業の実施数	図書館要覧の各種事業の状況における児童向け事業の全館合計事業実施回数	478回	478回
児童向け特集展示の実施回数	図書館要覧の児童向け特集展示の全館合計実施回数	64回	69回
市内学校の団体貸出申込件数	市内学校から団体貸出を申し込まれた件数	119件	120件
中高生の電子書籍サービス登録率	13歳から18歳の有効登録者数に対する電子書籍サービス登録者数の割合	20.0%	25.0%

おはなし会の写真



川越市立図書館マスコットキャラクター『ぶっくん』

施策 2－2 すべての子どもが図書館を利用するための取組

【取組の内容】

図書館利用に困難のある子ども、日本語を母語としない子どもの図書館利用について配慮し、また、すべての子どもが図書館を利用するきっかけとなるような事業を実施します。

【細施策】

1 図書館利用のバリアフリー化

- ・誰もが利用しやすいよう、アクセシブルな資料¹や外国語資料の充実を図るとともに、それらの資料を活用した事業を行うなど、図書館利用の際のバリアフリー化に取り組みます。

施策 2－3 学校や子育て支援施設等との連携

【取組の内容】

子どもと本を繋ぐためにさまざまな機会を提供する必要があります。そこで、学校や学童保育室、子育て支援施設及び公民館等の社会教育施設と連携を強化します。

【細施策】

1 学校との連携

- ・学級訪問、学級招待を引き続き実施し、読書の動機付けを行います。
- ・学校、学童保育室が、団体貸出を利用しやすい環境に整えます。
- ・特別支援学校等との連携を図ります。

2 子育て支援施設との連携

- ・つどいの広場等に対して、市立図書館の配布物を活用し、家庭の読書活動に役立つ情報を提供します。

3 社会教育施設との連携

- ・子どもと保護者を対象とした事業について、公民館と連携・協力します。
- ・美術館や博物館での子どもの読書に関する企画展や事業について、連携・協力します。

¹ 点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等

基本方針3 学校等で育む読書習慣

施策3－1 保育園や幼稚園、認定こども園における取組

【取組の内容】

保育園や幼稚園等には、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができます。また、保護者に対して読み聞かせの意義を広く普及することが求められます。

そこで、保育園や幼稚園等では、読み聞かせを通して乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を充実させるとともに、保護者に対して読書活動への理解を促す働きかけを行います。

【細施策】

| 保育士や教員の意識の向上

- ・幼保小連絡懇談会において、子どもの読書活動推進に関する話題を取り上げる等、参加した保育士、教員等の意識を向上していきます。

2 保育士の研修

- ・図書館職員と連携し、本の読み聞かせの技能向上のほか、年齢に応じた絵本の選び方について、保育士を対象とした研修を実施します。

施策3－2 学校における取組

【取組の内容】

学校は、子どもが読書の習慣を身に付ける上で、大きな役割を担います。また、すべての子どもが自由に読書をし、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援と環境の整備が求められます。

そこで、学校では、自主的な読書活動を行う機会や様々な図書に触れる機会を確保する取組を行います。

【細施策】

| 小中学生への読書推進活動

- ・小学生向けに「小江戸読書マラソン」を実施し、読書の楽しさを伝えています。また、中学生向けに「小江戸中学生読書手帳－この本読んだ？－」を活用して読書の幅を広げていきます。

- ・「小江戸読書名人賞²」などを継続して活用し、「小江戸小・中学生ビブリオバトル³」を市立図書館と連携して進めていくことで、読書の動機づけ事業を展開していきます。

2 市立高等学校の読書活動の推進

- ・市立図書館作成のリーフレット等の情報を活用し、高校生の豊かな人間性を育む読書活動の推進を図ります。また、SDGsの理解に資する蔵書を充実させ、生徒の探求的な活動を支援します。

施策 3-2（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
1か月の平均読書冊数	埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査において、1か月間の平均読書冊数が、小学校で11冊以上、中学校で3冊以上と回答した児童生徒の割合	小学校 18.9% 中学校 38.0%	小学校 30.0% 中学校 50.0%

施策 3-3 学校図書館の整備・充実

【取組の内容】

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない設備であり、読書活動に加え、学習活動、情報活用能力育成の場として利活用されることが期待されています。

そこで、市立学校の学校図書館では、図書資料の整備・充実、設備等の整備・充実、学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進、障害のある子どものための整備・充実等によって、すべての児童生徒の知的活動を増進させるような魅力ある学校図書館づくりを進めています。

【細施策】

Ⅰ 学校図書館図書標準の達成

- ・学校図書標準を達成することにより、子どもが本に触れる機会を増やします。

² 各校で実施している「小江戸読書マラソン」「小江戸読書手帳」の取組を生かし、それらを積極的に取り組んでおり、かつ学校図書館における貸出冊数が目標数を超えた児童生徒に対して送られる賞。対象児童生徒は、「お気に入りの1冊」について感想を書くといった言語活動に取り組む。

³ おすすめの本を持ち寄って、本の紹介をし、一番読みたくなった本「チャンプ本」を参加者の投票で決定する。小学校5・6年生の部・中学生の部の開催にあたり、参加を希望する学校から、本を紹介する児童生徒を1名ずつ募集する。

2 学校図書館運営の整備・充実

- ・人の温もりが感じられる魅力的な学校図書館を目指し、司書教諭や学校司書、ボランティアが協力して学校図書館運営を行います。
- ・学校で多く読まれた本等を紹介することで、学校図書館図書データベースを効果的に活用します。

3 司書教諭と学校司書の連携

- ・司書教諭と学校司書が連携し、全教職員が協力して学校図書館機能を充実していきます。

4 学校司書の育成

- ・学校司書の資質向上に向けた方策を検討し、研修会を充実していきます。

5 障害のある子どものための取組

- ・障害の種類や程度、発達段階に応じて、絵本やビッグブック、紙芝居、挿し絵等の活用を行います。

施策 3－3（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
市立小学校における学校図書館図書標準の達成率	各市立小学校における学校図書館図書標準の達成率の平均	92.9%	100%

施策 3－4 学童保育室における取組

【取組の内容】

就労等により保護者が常時留守となる子どもの居場所となる学童保育室については、読書に親しむ取組を行うことや読書環境の整備を行うことが重要です。そこで、学童保育室では、児童が図書に触れる機会をつくるため、保育室内にある図書の充実を図り、学童保育室職員による読み聞かせ等を行います。

【細施策】

1 学童保育室の図書の充実

- ・学童保育室の図書の選書にあたり、子どもの発達段階に応じた図書を揃えるため、図書館で選定したリストを参考に購入し、読書に親しむ図書の充実に努めます。

2 学童保育室職員の研修

- ・学童保育室職員を対象に読み聞かせ等の研修を実施し、本の読み聞かせの技能向上を図ります。

3 学童保育室と図書館との連携

- ・図書館と連携して、学童保育室でのおはなし会を実施します。また、団体貸出の積極的な活用や、行事に合わせた図書の選定を依頼するなど、児童が本に親しむ機会を提供します。

施策3－4（施策数値目標）

項目	説明	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
学童保育室でのおはなし会の実施率	図書館と連携して行った学童保育室でのおはなし会の実施率	56.0%	70.0%

学校図書館の写真

学童保育室おはなし会
の写真

基本方針4 地域で支える読書活動

施策4－1 民間団体等に対する支援

【取組の内容】

地域で活動するボランティアは、地域や学校での読み聞かせや、家庭文庫を開く等、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与する存在です。そこで、市内ボランティア団体等と図書館が連携し、子どもの読書活動を推進します。

また、ICTを活用して地域に対し読書に関する情報発信を行い、子どもの読書活動を支援します。

【細施策】

1 地域ボランティアとの連携

- ・地域で活動するボランティア等に対して、図書館が読み聞かせに必要な知識や読書活動に関する情報を提供します。

2 ICTを活用した情報発信の充実

- ・地域に対して市ホームページ、LINE等を活用して情報を発信します。

3 子どもの読書活動の担い手の育成

- ・図書館事業協力員など、子どもの読書活動の担い手を育成します。

施策4－2 子どもの読書活動の関係各課における連携・協力

【取組の内容】

庁内関係各課の連携・協力を進め、市全体での子どもがいつでも本を手に取ることができる環境を整えます。

【細施策】

1 関係各課の連携

- ・関係各課の連携・協力を進め市全体での推進体制の充実に努めます。